



不用品の買い取り・処分にも注意!

「無許可」の廃棄物回収業者には、軽トラで巡回しているものや、チラシを配布したり、インターネットで広告しているものがあります。

事例1

「不要になった家電品を無料で処分する」と拡声器で呼びかける軽トラックが通ったので処分を頼んだら、**無料のはずが高額な処分費用を請求された。**

事例2

「不用品を何でも買い取る」という電話があり、自宅を訪れた業者に、**不用品な衣類以外**のアクセサリなどの**貴金属を出すように求められた。**

など、安易に無許可の不用品回収業者に処理を依頼すると思わぬトラブルや不法投棄、不適正処理の原因になりますので、注意が必要です。

家電リサイクル法の対象品

			
液晶テレビ プラズマテレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン
			
ブラウン管テレビ	冷凍庫	衣類乾燥機	

家電リサイクル法の対象品(冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機)は、**指定の業者・家電小売店にリサイクル料を支払って処分する必要があります。**



ごみの出し方についてご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕

環境水道課 ☎ 22-3119 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112

令和元年度 入札結果 (令和元年11月実施分)

工事名等	工事場所等	落札業者名	契約金額(円)	工期
令和元年度 移住定住促進用 中間管理住宅改修工事(十和川口)	十和川口	芝建築	8,250,000	11/21~1/31
令和元年度 移住定住促進用 中間管理住宅改修工事(北琴平町)	北琴平町	(有)谷渕住設	9,064,000	11/21~1/31
令和元年度 移住定住促進用 中間管理住宅改修工事(見付)	見付	中村建築工業	7,898,000	11/21~1/31
令和元年度 防安全 第1-010-1号 町道大奈路中津川線 道路改良工事(赤岩工区)	木屋ヶ内	(株)井原組	40,876,000	12/5~3/20
令和元年度 防安全 第1-005-1号 町道本町線改良工事	本町	(株)武石建設	8,030,000	12/5~2/28
令和元年度 河川維持 第7号 元谷川浚渫工事	興津	(株)はまさき	2,739,000	12/5~1/31
令和元年度 地場産業振興センター店舗改修工事	平串	(有)三浦建設	4,290,000	12/5~1/31
令和元年度 勤労者体育センター改修工事	香月が丘	(有)谷渕住設	15,950,000	12/5~3/20

※この入札結果は、予定価格250万円以上の工事・委託業務についてのみ公表しています。
契約金額は、消費税込みの金額。

〔お問い合わせ先〕総務課 ☎22-3111



町民課からの お知らせ



新成人の皆さんへ 20歳になったら 国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、「国民年金加入のお知らせ」が日本年金機構から届きます!

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎**老後のためだけのものではありません!**

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金

もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と 「免除・納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

また、保険料には学生納付特

国民年金保険料の 納付は口座振替が 便利でお得!

例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。国民年金のご相談・お手続きについては、市町村担当窓口または年金事務所までお問い合わせください。

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくのと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分の保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が高い6か月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関またはお問い合わせ先までお申し込みください。

なお、4月分からの口座振替による6か月前納・1年前納・2年前納を希望される方は、2月末末

でにお手続きをいただくと4月分から申し込みされた振替方法での前納が開始されます。

公的年金等の 源泉徴収票の交付

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になります。

そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬から2月上旬にかけて送付されますので、確定申告の際に提出してください。

ただし、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

なお、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合などには、高知西年金事務所において、源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

〔お問い合わせ先〕

町民課 ☎22-3117
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112
高知西年金事務所 ☎088-8751717